

## Ⅱ－１ 育児休業制度

### Ⅱ－１－１ 育児休業の対象となる労働者

(第2条、第5条第1項、第5項、第6条第1項)

- この法律の「育児休業」をすることができるのは、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者です。
- 日々雇い入れられる者は除かれます。
- 期間を定めて雇用される者は、申出時点において、子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、育児休業をすることができます。
- 労使協定で定められた一定の労働者も育児休業をすることはできません。

(1) この法律の「育児休業」とは、子を養育するためにする休業をいいます。労働者と法律上の親子関係がある「子」であれば、実子、養子を問いません。男性が事実婚の妻の子に対して育児休業をする場合には、申出時点において認知を行っていることが必要になります。父親、母親のいずれでも育児休業をすることができます。配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合であっても、育児休業をすることができます。Ⅱ－２の産後パパ育休とは別に育児休業を取得することができます。

また、次の関係にある子についても、育児休業の対象となります。

- ① 特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子を養育している場合（特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属している場合に限る）
- ② 養子縁組里親に委託されている子を養育している場合
- ③ 当該労働者を養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、当該労働者を養育里親として委託された子を養育する場合

#### ポイント解説

★ パートタイマーの名称で働いているなど、1日の労働時間が通常より短い方であっても、期間の定めのない労働契約によって働いている場合は、育児休業をすることができます。

★ 特別養子縁組、養子縁組里親について、詳しくは下記HPをご覧ください。

・特別養子縁組（こども家庭庁HP「特別養子縁組について」）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/tokubetsu-youshi-engumi>

・養子縁組里親（こども家庭庁HP「里親制度等について」）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/satooya-seido/>

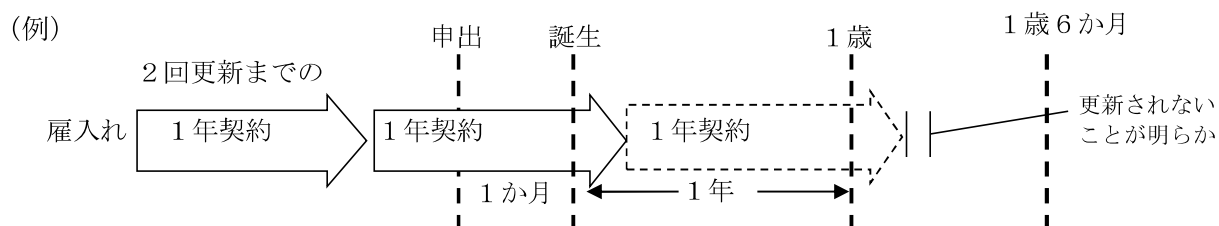
(2) 期間を定めて雇用される労働者は、子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合は、育児休業をすることができます。

該当するかどうかは、育児休業の申出があった時点で労働契約の期間満了や更新がないことが確定であるか否かによって判断されます。

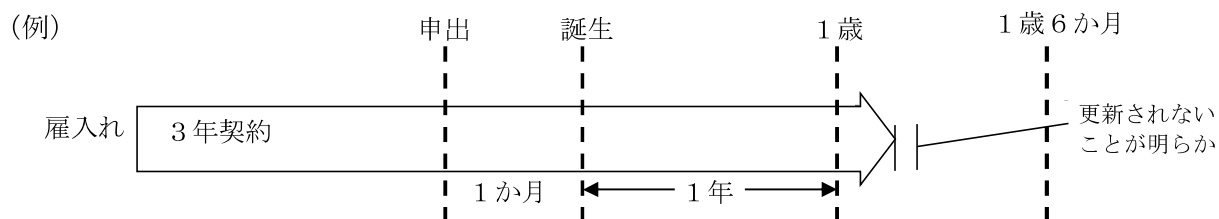
※ 2歳までの育児休業の延長（Ⅱ－1－4、26ページ参照）を申し出る場合には、「子が2歳に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合」となります。

#### ☆要件を満たさないケース

α 書面又は口頭で労働契約の更新回数の上限が明示されており、その上限まで契約が更新された場合の労働契約の期間の末日が、子が1歳6か月に達する日までの間である



β 書面又は口頭で労働契約の更新をしない旨が明示されており、申出時点で締結している労働契約の期間の末日が、子が1歳6か月に達する日までの間である



ただし、α、βのケースに該当する場合であっても、(1)雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、(2)同様の地位にある他の労働者の状況、(3)当該労働者の過去の契約の更新状況等の実態を見て判断することがあります。

(3) (2)に該当するか否かにかかわらず、労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であっても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合には、育児休業の対象となります。その判断に当たっては、次の点に留意してください（指針第2の1(1)）。

① 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例における判断の過程においては、主に次に掲げる項目に着目して契約関係の実態が評価されていること。

- a 業務内容の恒常性・臨時性、業務内容についての正社員との同一性の有無等労働者の従事する業務の客観的内容
- b 地位の基幹性・臨時性等労働者の契約上の地位の性格
- c 継続雇用を期待させる事業主の言動等当事者の主観的態様
- d 更新の有無・回数、更新の手續の厳格性の程度等更新の手續・実態
- e 同様の地位にある他の労働者の雇止めの有無等他の労働者の更新状況

② 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例においては、①に掲げる項目に関し、次のa及びbの実態がある場合には、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っているものであると認められることが多いこと。

a ①aに関し、業務内容が恒常的であること、及び①dに関し、契約が更新されていること。

\* 「業務内容が恒常的」とは、当該事業において業務が定まって変わらないものをいい、例えば、情報処理業におけるプログラミング業務などがこれに当たるものと考えられます。

「恒常的」の対義語は「臨時的」であり、一定期間で作業終了が予定される補助業務についているなど業務内容の臨時性が認められる場合には、「業務内容が恒常的」とはいえません。

b aに加え、少なくとも次に掲げる実態のいずれかがみられること。

a) ①cに関し、継続雇用を期待させる事業主の言動が認められること。

\* 「継続雇用を期待させる事業主の言動」としては、例えば、労働者の長期にわたって働きたいとの希望に応じるような趣旨のことをほのめかすことなどがこれに当たるものと考えられます。

b) ①dに関し、更新の手續が形式的であること。

\* 「更新の手續が形式的」としては、例えば、必ずしも契約期間満了の都度直ちに契約締結の手續をとっておらず次の契約期間の始期の経過後に契約を締結することもあること、労働条件や契約期間などの契約内容についての交渉もなく使用者が記名押印した契約書に労働者が署名押印して返送するという機械的な手續を行っていることなどがこれに当たります。

c) ①eに関し、同様の地位にある労働者について過去に雇止めの例がほとんどないこと。

③ 有期労働契約の雇止めの可否が争われた裁判例においては、①aに関し、業務内容が正社員と同一であると認められること、又は、①bに関し、労働者の地位の基幹性が認められることは、期間の定めのない契約と実質的に異なる状態に至っているものであると認められる方向に働いていると考えられること。

\* 「地位の基幹性」とは、当該事業所における当該期間を定めて雇用される者の立場が「基幹的」であることをいい、「基幹性」の対義語は「臨時性」であり、いわゆる嘱託や非常勤講師、アルバイトなどは、契約上の地位の臨時性が認められ、基幹性は認められません。

(4) 育児休業をすることができない一定の労働者を労使協定で定める場合については、Ⅱ－1－3（25ページ参照）で説明します。

#### ポイント解説

- ★ 「期間を定めて雇用される労働者」、「有期雇用労働者」は同じ意味の用語です。
- ★ 期間を定めて雇用される労働者を雇い入れている場合は、17～19ページで説明している要件を満たせば育児休業や産後パパ育休、介護休業をすることができるので、このことについてあらかじめ明らかにしておきましょう。
- ★ 期間を定めて雇用される者の育児休業や産後パパ育休、介護休業について、対象となる労働者の範囲をこの法律で示された範囲よりも広くすることは差し支えありません。
- ★ 育児休業や産後パパ育休、介護休業中の有期雇用労働者の労働契約を更新する際、労働者が引き続き休業することを希望する場合には、再度の申出をすることができます（Ⅱ－１－２（7）、23ページ参照）。